

(2005/07/02 08:00 登録)

平成十七年六月二十九日(水曜日)

午前十時一分開議

(中略)

**○議長(扇千景君)** これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(中略)

**○議長(扇千景君)** 白眞勲君。

〔白眞勲君登壇、拍手〕

**○白眞勲君** 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

まず、本法律案とアメリカとの関係について質問いたします。

今年二月十九日に日米安全保障協議委員会、いわゆる2プラス2が開催

されました。その共同声明の中に述べられた地域における共通の戦略目標では、日本の安全を確保し、アジア太平洋地域における平和と安全を強化すると書いてあります。なぜ、極東ではなくアジア太平洋地域という言葉を使ったのでしょうか。また、その範囲は一体どこまでを指し、安保条約における政府統一見解の極東との整合性が取れるのか。さらには、在日アメリカ海軍ホームページに範囲として掲載されていたディエゴガルシア基地は含まれるのでしょうか。外務大臣の御見解をお伺いいたします。

最近、政府から極東という言葉がなくなったような感じですが、もうこの言葉は使わないのでしょうか。併せてお答えください。

さらには、日米両国に影響を与える事態に対処する能力を維持することも共通の戦略目標となっていますが、集団的自衛権とのかかわりについても御説明ください。

この共同声明を読むと、もしかしたらアメリカのグローバル戦略の中に日本が組み込まれているのではないかという疑問が生じます。本法案もその一環ではないのでしょうか。

つまり、現在、日米でミサイル防衛に関して技術協力を行っておりますが、将来的には米国に対して発射される大陸間弾道弾クラスのみサイルに対処

することも念頭に置いているのではないのでしょうか。また、技術研究の結果として将来大陸間弾道弾に対処できる可能性はあるのですか。

今後、大陸間弾道弾をも対象にする段階が到来することについては、衆議院の安全保障委員会において、慶応大学専任講師の神保参考人がはっきりと指摘しております。この場合、集団的自衛権の行使に踏み込む必要があるのではないのでしょうか。

以上の点につき、防衛庁長官、外務大臣、明確にお答えください。

次に、本法案は、防衛庁設置法、自衛隊法、防衛庁の職員の給与等に関する法律及び安全保障会議設置法、自衛隊員倫理法を一括して改正するものであります。このような重要な改正を丸ごと一括して提出することに対する衆議院での質問に対し、政府は、平成十七年予算に関連する統一的なものであるとし、さらに法案に盛られた政策が統一的なもので関連しているとの答弁でした。

しかしながら、その法律の数もさることながら、例えば防衛庁設置法では、統合幕僚長を新設することにより、従来の陸海空自衛隊の運用に関する指揮命令系統を根本から覆すような内容が含まれています。つまり、言葉では一部ですが、実際には全部を改正するような内容です。

さらに、自衛隊法では、弾道ミサイル等に対処するための整備を行うという全く新しい内容まで含まれております。このミサイル防衛システム構築のための予算規模だけでも数千億から兆単位の費用が掛かるわけで、その運用体制の審議だけでも相当な議論が必要なことは言うまでもありません。実際、衆議院でこの法案が通過した後、新聞には「運用穴だらけ」と書かれ、MD、ミサイル防衛で国民を守れるのかという疑問までわき起こっております。

政府は、これだけ重要な法案で、多額の予算を含む内容が統一的だという理由で片付けないでいただきたい。ほとんどの法律は、予算と内容面でそれぞれ何らかの関連性が出てくるのは当たり前であります。そのような論理なら、どんな法律も全部まとめて一くくり、本会議の質問も各省一回限りで十分という論理も可能となります。国家国民の生命、財産を守るといった基本的概念の下、広く議論を深め、国民の皆様の理解が必要であるこれらの法案に対し、一つ一つ丁寧に説明し審議をしてもらうという真摯な態度が必要であると思います。

また、これらを一括して一本の改正法案として提出するということは、例えば一部の改正については賛成であるがほかの部分には反対であるというよ

うな場合に、採決時に適切な意思表示ができなくなってしまうということになります。これは、言うなれば、行政権が立法府としての国会の審議や採決に事実上制限を加えてくること以外の何物でもありません。国会を軽視した全くけしからぬ話です。このような法案提出を今後行わないことを、官房長官、この場でお約束ください。

次に、防衛庁設置法の改正は制服組のトップクラスの運用を大きく変化させるものです。小さな会社の人事構成でも、変化があったときはいろいろ問題が生じることもあるものです。いわんや、自衛官だけでも二十五万人に及ぶ大組織のトップの人事構成の改変です。運用してみてから気付く問題も様々あろうことは、海外の軍隊の例から見ても明らかです。

ところが、この法律案では見直し規定が付いていない。逆にそのままです、この法律に縛られ、実際の運用において硬直化あるいは指揮命令系統の混乱が生じる可能性が出たらどうするおつもりか。潜水艦がとっくに行ってしまうから海上警備行動を出すようなことが二度とあってはならないと考えます。特に、今回の法律案は国民の生命に直接関連する事柄にもなりかねないだけに、やってみてうまくいかなければすぐ直すように見直し規定を設けるべきではないでしょうか。防衛庁長官、お答えください。

民主党では、昨年のマニフェストでミサイル防衛について、専守防衛の観点から否定はいたしておりません。そこで、まずシビリアンコントロールに関連して質問いたします。

防衛庁長官は、弾道ミサイルの破壊措置の特性として相手国の領域や人員を害することはあり得ないので事後の国会承認等の仕組みを設ける必要がないと話されましたが、実際そう断言できるのでしょうか。過去にアメリカのイージス艦がミサイルの誤射でイランの旅客機を撃墜してしまったという衝撃的な事件もあるのです。もちろん、今回のシステムは全く別かもしれませんが、だからといって一〇〇%誤射や事故の可能性を否定できるものではないと考えます。

そのような観点から、撃ったら間違えました、報告だけしておきますでは済まないのであります。その際の責任の所在を明らかにすることによって、しっかりとした運用ができるのではないのでしょうか。防衛庁長官、そのような観点から国会承認等の仕組みを設けるべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、今回、事態が急変した場合というのは、ミサイルに燃料が注入された場合等も想定されていますが、その動向を漏らさず把握できるのでしょうか。北朝鮮には地下基地も相当数あるようです。また、最近、北朝鮮では固

体燃料のミサイルが開発されたとの情報もあります。つまり、いつでも発射可能な状態にあるということです。そもそも事態の急変とは、限られた時間のスパンではなく、いつでも起こり得るものなのです。今後、期間を区切った命令というのが有名無実化しないかとの懸念が生じます。以上の点につき、防衛庁長官、お答えください。

さらに、最近、北朝鮮に核弾頭搭載可能な巡航ミサイルの技術が流出し、これについて複数の政府・与党筋も認めたとの報道がありますが、事実関係を防衛庁長官にお伺いいたします。

また、自衛隊に巡航ミサイルに対処する能力はあるのか。それがない場合、対処するための方策についてもお答えください。

次に、もし仮に日本の防衛範囲を通過して他国にミサイルが向かっている場合、日本にそのミサイルを撃ち落とす能力があるにもかかわらず、ほうっておけるものなのでしょうか。発射されたミサイルが陸地に落下した場合、死傷者が出る可能性は極めて高くなります。他国の被害だからといって、それを見逃すことができるのでしょうか。例えば、ナイフを持った暴漢が自分の目の前で無防備の子供を刺そうとしたら、止めようとするのが人間として当たり前の行動です。それを、あの子は外人だからほうっておきますで済むの

でしょうか。

私は集団的自衛権の行使には反対ですが、ミサイル防衛の場合、この概念とは全く違う考え方、すなわち、物騒なものは駄目といったいわゆる人間の安全保障のような新しい概念も念頭に置く必要性はないのか、これについて防衛庁長官のお考えをお聞かせください。

ペトリオットPAC3システムは、その守備範囲が数十キロと言われております。すなわち、日本全土をこのシステムで守ることは不可能です。今までの答弁では、ねらわれやすい箇所に配置するとのことですが、納税者の公平性という観点から、国会や国民にどのような説明責任を果たしていくのか、財務大臣、防衛庁長官、お答えください。

そもそも、二百発とも言われているノドンミサイルを二、三隻のイージス艦と三高射群のPAC3で防御できるのでしょうか。防衛庁長官、お答えください。

さらに、もし自治体で、その費用の一部を負担するので我々市民を守ってもらいたいとの要請があった場合、総務省ではどのように判断するのでしょうか。また、防衛庁ではその要請にどのようにこたえるつもりなのでしょうか。一般市民の避難等、政府と自治体の協力についてどのような方策を考えて



いるのかも併せてお伺いいたします。

次に、先日、防衛庁長官はミサイルのアメリカとの共同開発について言及されました。この共同開発による日本の知的財産をどのように担保し、線引きをどのようにするのか、お聞かせください。国民の血税でもって開発するのですから、日本の知的財産を確保するのは当然であります。

また、開発されたシステムが日本以外の国に輸出される場合、アメリカとの売却益はどのように振り分けられるのか、また武器輸出三原則との関係はどうなのか、財務大臣、防衛庁長官、お答えください。

今回のミサイル防衛システムの導入はいわゆる随意契約となり、その値段については、F2戦闘機のとおり同様、アメリカの言い値になってしまい、無制限に価格が上がり上がる可能性があります。一体、将来どのぐらいの費用が掛かる予定なのですか。防衛庁長官、お答えください。

さらに、価格については、国民の皆様の血税を一滴も無駄にしないとの観点から、広く世界で行われているオフセット取引、つまり、こちらからの輸出品等とのバーター取引も視野に入れ、積極的に価格交渉すべきです。現に米国はオフセット取引を相当数行っており、法律に基づき、毎年、報告書も作成しております。日本では武器の輸出はできないものの、世界に冠たる

日本の民生技術とのバーターも一案と考えます。オフセット取引の利用も含め、防衛庁長官、価格交渉についての意気込みをお聞かせください。

このような節約で、外国の文化財の修復や外国にある日本の美術品の修理に貢献するといった方策もこれからは必要かと思えます。日本文化は、世界の様々な文化が融合し、その独特の文化が形成されたとも言えます。ところが、その源流の世界各国の遺跡が今、度重なる戦乱等で破壊あるいは放置されたままとなっております。私たち日本人は、今こそそのような世界各国の文化財に感謝の心で修復作業に貢献してみたらどうでしょうか。他国に対して「おかげさま」で「ありがとう」と言える気持ちこそが、現在の不安定な時代にミサイル防衛以上の効果があるのではないのでしょうか。

幸い、現在、文化外交の推進に関する懇談会が開催されております。そこで、官房長官と外務大臣にお伺いしたいのですが、とかく省庁は縦割りと言われますが、この懇談会での有益な提言を実現すべく、各省庁協力して取り組むべきだと思いますが、御決意をお聞かせください。

最後に、一言申し上げます。

小泉総理は、映画「シャル・ウィ・ダンス」の男優、リチャード・ギアに似ていると言われています。特に最近、クールビズでラフないでたちにより、その

傾向が顕著になってきたと言う人もいます。

そうであるならば、官房長官、お答えいただきたい。今こそ、この映画の脚本のように、政権という電車からそろそろ途中下車されたらどうでしょうか。後のことはこの民主党にお任せください。総理は安心して、のんびり派閥争いのダンスでもしていただきたいと思います。私たちがしっかりとこの小泉内閣が散らかしていった諸問題を解決させていただくことをお誓い申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣大野功統君登壇、拍手〕

**○国務大臣(大野功統君)** 白議員から十七問の御質問を防衛庁長官にいただきました。

まず、2プラス2の共同発表との関係でございます。

本年二月の2プラス2の共同発表におきまして、日米両政府がそれぞれの努力、日米安保体制に基づく協力及び世界の中の日米同盟に基づく協力を通じて追求すべき共通の戦略目標を確認いたしました。これらは国際安全保障環境に関する共通の理解に基づき、日米両政府が双方の国益にとって重要として認識が一致した目標を例示したものであり、我が国として安全

保障上の観点から重視しているものであります。よって、本共同発表により、米国のグローバル戦略に日本が組み込まれるとの御指摘は当たらないと思います。

次に、大陸間弾道弾への対処と集団的自衛権についてであります。

我が国のBMDシステムは、特定の国や特定のミサイルを念頭に置いて整備しているものではなく、我が国国民の生命、財産を守る観点から、技術的実現可能性も踏まえつつ効率的な整備に努めているところであります。仮にアメリカと共同開発を行いBMDの能力が向上したといたしましても、我が国のBMDシステムはあくまでも我が国を防衛するためのものでありまして、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じません。

次に、統合運用に関する見直しの規定の必要性についてのお尋ねがありました。

今般の統合運用体制の強化に伴う改編は、これまでの長年にわたる部隊運用の実績や部内における検討を踏まえて、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し得るよう抜本的な改革を行うものであります。政府といたしましては、本法案に盛り込まれております体制がベストであると考えており

ます。したがって、見直し規定を置くことは考えておりません。

次に、国会における事後承認等の仕組みの設置についてであります。

今回の法制に基づく措置は、一つ、落下することによりいずれにせよ損壊する弾道ミサイル等を破壊するにすぎません。また、相手国の領域や人員を害することはあり得ません。二つ目として、国民に対する私権の制限についても、国会の関与を必要とする防衛出動や治安出動などの他の自衛隊の行動に比べ著しく限定されております。このようなことから、今回の措置は、事後の国会の承認を要するものではないと考えております。

次に、北朝鮮のミサイル発射動向を把握する能力についてお尋ねがありました。

ミサイル発射活動が高度の秘匿下で行われること等を踏まえれば、その完全な把握は一般的には困難と考えられます。しかしながら、各種情報の収集、分析を通じ、ミサイル関連動向の把握に努めることは当然であります。今後とも、高度な情報能力の構築を着実に進め、その把握に万全を期すべく最大限努力をしてまいります。

次に、第三項の期間を定めた命令についてであります。

今回の法案に基づき破壊措置を実施する場合、必ず迎撃ミサイルという

武器を使用することとなります。また、事後、武力攻撃事態を認定することも想定されます。このため、シビリアンコントロールの確保は重要であり、第三項の命令の発出の際には、期間を付して節目ごとに防衛庁長官が判断することといたしております。したがって、期間を定めた命令が有名無実化するとの懸念は生じないものと考えております。

次に、北朝鮮へ核弾頭搭載可能な巡航ミサイルの技術が流出しているとの情報についてお尋ねがありました。

防衛庁といたしましては、そのような事実関係は承知いたしておりません。

次に、自衛隊の巡航ミサイルに対する対処能力についてであります。

巡航ミサイルの中には、射程、弾頭の種類、例えば核弾頭か通常弾頭かの問題でありますけれども、弾頭の種類により様々なものがあります。また、高度などの飛しょう条件によっても影響を受けるため、一概に申し上げるわけにはいきませんが、例えば、航空自衛隊のペトリオットPAC2ミサイルなどにより巡航ミサイルを破壊することは可能であると考えております。

次に、他国に飛来するミサイルへの対処の考え方についてであります。

我が国のBMDシステムは、あくまでも我が国を防衛するためのものです。我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のため

に用いることはありません。したがって、BMDシステムの整備に当たっては、我が国の国民の安全を守るために十分な能力を整備することが重要であると考えております。

次に、PAC3システムと納税者の公平性の観点の問題であります。

多層防御を採用する我が国BMDシステムでは、一つ、イージスBMDシステムにより広い範囲を防御し、二つ、PAC3システムにより、例えば政経中枢地域など攻撃される危険性が高いと考えられる地域の防衛を図ることを中心に考えております。PAC3システムは機動的に移動、展開可能なシステムであります。状況に応じ適切な位置に配置することとしております。

次に、我が国BMDシステムの防御能力についてであります。

BMDの整備計画といたしましては、当面、イージス艦四隻と教育所要等を含め、PAC3システム十六個隊の整備を考えております。我が国のBMDシステムは、弾道ミサイルの拡散の状況をも十分踏まえ、有効に対処できるよう整備を進めております。また、これらの迎撃システムを一元的に統合運用することにより、より一層高い防護能力を実現することといたしております。

次に、自治体からの要請があった場合についてのお尋ねであります。

PAC3システムは機動的に移動、展開可能なシステムであり、状況に応じ

適切な位置に配置することとしております。かかる配置の判断は、あくまでも我が国防衛上の必要性に基づく判断でございます。

なお、我が国の防衛は、特定の自治体の意向にこたえるというのではなく、我が国国土全体を考え、我が国すべての国民を守るとの観点から防衛体制を整えるべきものと考えております。

次に、一般市民の避難等、政府と自治体の協力についてお尋ねがありました。

弾道ミサイル等の情報を入手した時点で事態を見極め、できる限り速やかに事態対処法の緊急処理事態対処方針又は武力攻撃事態等対処基本方針を定めた上、自衛隊は、都道府県知事からの要請等を受け、必要に応じ、国民保護法に基づき避難の誘導、救援等の措置を講ずることとなります。

次に、米国とのミサイル共同開発に係る知的財産の確保についてであります。

共同開発の成果につきましては、これまで実施してきた日米共同研究と同様、当該成果を生み出した当事者が知的財産権を取得する枠組みとしたいと考えております。

次に、日米共同開発に係るシステムの第三国移転についてお尋ねがあり



ました。

米国へ提供された武器の第三国移転については、我が国の事前同意がなく行われないう、国際約束により担保されることとなります。また、米国政府により第三国移転の要請があった場合には、当該供与の趣旨及び武器輸出三原則等を踏まえて、その可否等について慎重に検討することとなります。仮に第三国移転が行われる場合、対価の取扱いについても日米間で協議を行い、適切に対応してまいります。

次に、BMD経費の見積りについてであります。

BMDシステムの整備に必要となる経費につきましては、最終的には各年度の予算を通じて確定されるべきものでありますけれども、既存の装備を最大限活用し、効率的に整備していくことといたしております。現時点におきましては、日米共同技術研究関連経費を含め、当面八千億円から一兆円程度を要するのではないか、このように見込んでおります。

最後に、BMDシステム価格低減についてのお尋ねがありました。

アメリカ側から導入する装備品については、アメリカ側に対し、あらゆる機会をとらえて価格低減の要請を行ってきたところであります。価格低減の手法につきましては様々なものが考えられますが、いずれにせよ、法令上可

能な範囲内で、費用対効果等を勘案し、適切な予算執行に努めてまいる所存であります。(拍手)

〔国務大臣町村信孝君登壇、拍手〕

**○国務大臣(町村信孝君)** 白議員にお答えいたします。

2プラス2の共同発表において確認された地域における共通戦略目標についてお尋ねがございました。

今次、2プラス2の共同発表で確認された地域における共通戦略目標は、アジア太平洋地域において主要な役割を果たす同盟国である日米両国が共有する同地域における重要な政策目標を掲げたものであります。

日米安保体制を基調とする同盟関係が日本の安全と同時にアジア太平洋地域の平和と安定のために重要であることは、従来より述べてきておりであり、正にアジア太平洋地域における平和と安定の強化は日米双方の国益にとって重要な政策目標であることを共通戦略目標は確認したものでございます。

2プラス2の共同発表における地域並びにアジア太平洋地域の範囲に関するお尋ねがありました。

2プラス2共同発表における地域あるいはアジア太平洋地域との用語は、

日米両国が安全保障認識を示す上で常識的な文脈で解されるべきものであり、明確な境界を画し得るものではありません。したがって、例えばディエゴガルシアといった個別の地域が含まれるか否かについてお答えすることは、そもそも用語の性質になじまないと考えております。

極東という用語の使用に関するお尋ねがありました。

一九九六年の日米安保共同宣言において述べられておりますとおり、従来から政府は、日米同盟関係はアジア太平洋地域の平和と安定のために重要な役割を果たしており、また、日米両国の安全と繁栄がアジア太平洋地域の将来と密接に結び付いていると考えています。

同時に、日米安保条約第六条は、我が国及び極東の平和と安全の維持に寄与するために米軍が我が国の施設・区域を使用することができる旨規定しております。この点について何ら変更はありませんし、いわゆる極東条項の見直しといったようなことを考えていないことは、これまで累次答弁をしているとおりであります。

共通戦略目標と集団的自衛権との関連についてのお尋ねがございました。

御指摘の箇所を含め、共通戦略目標の具体的な追求に当たっては、日米両政府が最も適切な手段を最も適切な形で用いていくこととなります。その

際、我が国の行動が憲法の範囲内で行われることは当然のことであります。

なお、集団的自衛権についての従来からの政府の見解は累次述べておりますとおりであり、この点について米政府も十分理解をしているものと考えております。

2プラス2共同発表とアメリカのグローバル戦略についてのお尋ねがございましたが、先ほど防衛庁長官がお答えをしたと全く同趣旨でございまして、結論的に言いますと、米国のグローバル戦略に日本が組み込まれるという御指摘は当たらないと考えております。

弾道ミサイル防衛と集団的自衛権の関係についてお尋ねがございました。

我が国の弾道ミサイル防衛は、我が国国民の生命、財産を守るため、我が国に飛来する弾道ミサイルへの対処を目的としております。他国に向けて飛行する弾道ミサイルは、飛行の方角や高度の違いにより区別することが可能でありまして、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じないと考えております。

最後に、外国の文化財保護についてお尋ねがございましたが、外務省といたしましては、文化財保護に関する国際協力を引き続き積極的に推進していく考えでございします。

文化外交推進に関する懇談会の御提言をいただく予定でございますが、これについて各省庁が協力して取り組む必要性については当然のことでございます。七月に総理に提出される予定の提言をいただいた上で、御指摘の文化財保護の課題を含めて、文化外交の諸課題の推進に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣細田博之君登壇、拍手〕

**○国務大臣(細田博之君)** 白議員にお答えいたします。

法案の提出の仕方についてお尋ねがありました。

政府としては、国会で御審議いただく法案については、常にその時々の政策を踏まえまして、精査を重ねた上で提出しているところであります。

また、立法趣旨、目的が共通し、法案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っている場合等には、その立法趣旨を明確にし、各措置を総合的に把握することも法案の十分な御審議をいただく上で必要であると考えたものであります。今後とも、これらの考え方に沿って適正に対処してまいります。

文化外交の推進に関する懇談会の提言の下、各省庁が協力して取り組む

必要性についてお尋ねがありました。

平成元年及び平成六年に国際文化交流に関する懇談会の報告書がそれぞれ総理に提出され、その中では文化遺産保存協力の重要性が指摘されております。平成元年の報告書に基づき、ユネスコの文化遺産保存日本信託基金の設置が行われました。この基金により、例えばアフガニスタンのバミヤン遺跡の壁画修復等、様々な文化遺産保存協力が行われております。

白議員御指摘の文化外交の推進に関する懇談会につきましては、提言が七月に総理に提出される予定であります。政府としては、この提言をいただいた上で、御指摘の文化財保護も含め、文化外交の諸課題の推進のために更に各省庁が協力いたしまして取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、政権交代、途中下車といったお尋ねがございました。

政府としては、内外に課題が山積する中、国民の期待におこたえするために、引き続き小泉総理を先頭に国政の諸課題に対して全力で取り組んでまいり所存であります。(拍手)

〔国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手〕

**○国務大臣(谷垣禎一君)** 白議員にお答えいたします。

私には二問、御質問をいただきました。

既に大野長官から御答弁がございますが、私も全く同じ考えでございます。

すなわち、弾道ミサイル防衛システムについて、納税者の公平性、どう説明するかということではありますが、弾道ミサイル防衛システムは、広い範囲の防護を行うイージスBMDシステムによる上層防衛と、特定地域の防護を行うペトリオットPAC3システムによる下層防衛を組み合わせる多層防御の考え方を採用しておりますが、両者はいずれも機動的に移動、展開が可能なシステムであり、状況に応じて最適な位置へ配備することによりまして、我が国国民全体の生命、財産の保護に資するシステムであると考えております。

もう一つは、日米共同開発に係る弾道ミサイル防衛システムの第三国への移転ということではありますが、これも、我が国と米国の共同開発に係るBMDシステムの第三国への移転については、我が国の事前同意がなく行われることのないよう、国際約束により担保することとなります。仮に米国から第三国移転の要請があった場合には、武器輸出三原則等を踏まえ、同意の可否等について慎重に検討することとなるものと承知しております。

その場合における対価の取扱いについては、日米間でも協議を行いつつ適切に対応していくこととなると考えております。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

**○国務大臣(麻生太郎君)** まず、地方自治体が費用を負担するので市民を守ってほしいと国に要請した場合はどのようにというお尋ねがあっていましたが、国民を守ることは国家の重要な任務の一つであって当然のことであろうと存じますが、その際には、地方からの要請があるなしにかかわらず、国の責任において国民を守るということは、最大限努力すべきことであることは言うまでもないことと存じております。

次に、一般市民の避難などに関して、政府と自治体との協力についてのお尋ねがありました。

一般市民のいわゆる保護、避難を含めまして、国民保護のための措置につきましては、国民保護法の第三条第四項について、国と地方公共団体は、相互に連携協力し、的確かつ迅速な実施に万全を期すこととされておりますのは御存じのとおりであります。住民の避難につきましては、国から避難指示が出されて、都道府県知事がそれを受けて避難の指示を出して、市町村長が避難民の保護、誘導を行うことということになろうと存じます。(拍手)

(以下、省略)